

この指数表は、施設の定員を超える場合に選定資料として使用します。

希望学童 保育所名	治田くじら学童保育所	児童氏名		保護者氏名	
		卒園した保育園・幼稚園名（新1年生のみ）			

栗東市学童保育所入所基準指数表

下記の該当する点数に○印を付け、小計・加減・合計欄に記入してください。

事 項					点数		備考(添付書類)	
					父	母		
①居宅外就労	外勤・ 居宅外自営	15時以降の就労が、月20日以上かつ6ヶ月以上継続 ※1			10	10	就労証明書（自営の場合）確定申告書、市民税県民税の申告書、または源泉徴収票の写し(受付印のあるもの) ※株式・有限会社の場合不要	
		15時以降の就労が、月16日以上かつ6ヶ月以上継続 ※1			8	8		
②居宅内就労	居宅内の自営	15時以降の就労が、月20日以上かつ6ヶ月以上継続			10	10		
		15時以降の就労が、月16日以上かつ6ヶ月以上継続			8	8		
③親のいない 家庭	死亡・行方不明・拘禁				11	11		
	離婚・未婚・その他				10	10		
④出産・傷病・ 障がい等	妊娠・出産	妊娠5ヶ月以上、産後6ヶ月になる月の末日					6	母子健康手帳の写し
	傷病	入院概ね6ヶ月以上継続				10	10	医師の診断書
		居 宅 内 療 養	常時病臥状態が6ヶ月以上継続			10	10	
			一般療養	安静を要する状態が6ヶ月以上継続		6	6	
	心身の障がい	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A1・A2 精神障害者手帳1級				10	10	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
		身体障害者手帳3・4級 療育手帳B1 精神障害者手帳2・3級				6	6	
⑤同一世帯の 病人等の介護	入院・ 施設等付添	15時以降の付添が、月20日以上かつ6ヶ月以上継続				10	10	医師の診断書 介護保険被保険者証、身体障害者手帳の写し等
		15時以降の付添が、月16日以上かつ6ヶ月以上継続				8	8	
	自宅介護・看護	重度障がい者等の全介護(障害者手帳1・2級、介護認定3～5)				10	10	
		上記以外の介護(看護)の場合				4	4	
⑥災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育ができない場合					10	10	罹災証明書	
⑦就労内定・ 学生等	就労内定・ 開業予定	15時以降の就労が、月20日以上かつ6ヶ月以上継続予定 ※1			6	6	就労証明書 開業予定の場合は、開業することになる書類 ※入所は就労後	
		15時以降の就労が、月16日以上かつ6ヶ月以上継続予定 ※1			4	4		
	通学	卒業後に就労を目的とする15時以降の通学が、月20日以上かつ6ヶ月以上継続				6	6	在学証明書および通学日数・時間がわかる書類
		卒業後に就労を目的とする15時以降の通学が、月16日以上かつ6ヶ月以上継続				4	4	
	通学	卒業後に就労を目的とする15時以降の通学が、月20日以上かつ6ヶ月以上継続予定				5	5	合格通知等通学することがわかる書類および通学日数・時間がわかる書類
	予定	卒業後に就労を目的とする15時以降の通学が、月16日以上かつ6ヶ月以上継続予定				3	3	
個別判定					小計		①～⑦の要件ごとに採点し、合算はしない。	
加算要件・ 減点要件	1年生				0			
	2年生				0			
	3年生				0			
	4年生				-1			
	5年生				-2			
	6年生				-4			
	ひとり親家庭で祖父母と別居				2			
	兄弟姉妹が学童保育所に入所する場合				2			
	ひとり親家庭で70歳未満の祖父母と同居				0			
	保育可能な70歳未満の祖父母と同居				-2			
	保育可能な70歳未満の祖父母が同一小学校区内に居住している場合(ひとり親家庭除く)				-2			
	月20日以上就労はしているが、16時には帰宅できる場合				-5			
	月16日以上就労はしているが、16時には帰宅できる場合				-7			
	月20日以上就労はしているが、17時には帰宅できる場合				-2			
	月16日以上就労はしているが、17時には帰宅できる場合				-4			
					加減			
					合計		個別判定(父+母)+加減	

注) ※1 2交代制勤務等、この限りではない場合があるので、お問い合わせください。

備考 (1) 保護者のそれぞれについて、基準指数を求め、合算して当該世帯の指数とする。

(2) 上記いずれもその状態が分かる書類等を提出のこと。